

ふくおか県央環境広域施設組合規則第10号

ふくおか県央環境広域施設組合職員の採用に関する試験及び 選考規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふくおか県央環境広域施設組合職員(以下「職員」という。)の採用に関する試験及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験及び選考)

第2条 職員の採用は、この規則に定める採用試験(以下「試験」という。)又は選考の結果に基づいて行うものとする。

(試験の方法)

第3条 試験は、職務遂行の能力を有するかどうか正確に判定するため、次の各号に掲げる方法により行う。ただし、第4号については必要に応じ行うものとする。

- (1) 筆記試験
- (2) 口述試験
- (3) 身体検査
- (4) 人物性行、適性、知能、技能、一般的知識及び適応性を判定する方法

(試験の公告)

第4条 試験を行う場合には、組合を組織する市町の公報その他適切な方法により、あらかじめこれを公告する。

2 前項の公告の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 試験の対象となる職の職務の概要
- (2) 受験資格
- (3) 試験の日時及び場所
- (4) 受験申込書の入手及び提出の時期その他試験に関し必要な事項

(受験資格)

第5条 受験資格は、試験の対象となる区分に応じ、職務の遂行に必要な

最低限度の経歴、学歴、免許等についてその都度定める。

(採用候補者名簿)

第6条 試験を行った場合には、その試験ごとにその職の区分に応じ、最終合格者の氏名を得点順に記載した採用候補者名簿を作成し保管するものとする。

(採用候補者名簿からの削除)

第7条 採用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを名簿から削除する。

- (1) 採用に関する照会に応答しない場合
- (2) 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないことが明らかとなった場合
- (3) 当該試験を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合
- (4) 受験の申込み又は試験において虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合

(採用候補者名簿の有効期限)

第8条 採用候補者名簿の有効期間は、当該試験の最終合格者を発表した日の属する年度の3月1日から翌年度の2月末日までとする。

(選考による採用)

第9条 次の各号のいずれかに該当する職への採用は、選考によることができる。

- (1) 特殊な専門的知識又は技術を必要とする職
- (2) 単純な労務に雇用される者の職
- (3) 前2号に規定するもののほか選考によることが適当であると認められる職

(選考の方法)

第10条 選考により職員を採用しようとする場合は、その職務遂行能力の有無を判定することを目的とし、次に掲げるもののうち必要と認める方法により行うものとする。

- (1) 学業成績による能力の評定

- (2) 勤務実績による評定
 - (3) 専門的知識、能力等による評定
 - (4) 技能、資格、免許による評定
 - (5) 身体検査
 - (6) 人物その他必要と認める評定
- (選考の公告)

第11条 選考を行う場合の公告については、第4条の規定を準用する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度組合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。